



「アベ政治の墮落・腐敗はここまで来たか！」——。1月20日にスタートした通常国会。衆参予算委員会での“さくら疑惑”に対する首相の答弁、さらに東京高検検事長の見え透いた定年延長等々は、民主主義否定、問答無用の政治を強行している。

アメリカではトランプ大統領が強圧外交、イラン司令官殺害、移民排斥等々の世界と国民を分断する態度を取り続けている。

日本でも、アメリカでも、戦争へ向けての動き、その地ならしが続いている。これらは国家権力の犯罪だ。「国家権力犯罪に“時効”はない」ことを忘れてはならない。

植村裁判札幌控訴審 不当判決

「捏造記者」と攻撃した櫻井よしこ氏、新潮社、ワック、ダイヤモンド社に対する名誉棄損札幌訴訟の控訴審で札幌高裁は、一審に続き不当判決を出した。

2018年11月の札幌地裁判決は、「植村さんが書いた記事は事実と異なるから捏造だ」と櫻井氏が信じたことに「相当の理由がある」。だから名誉棄損に当たらないとして植村さんの請求を棄却した。

今回の札幌高裁も一審判決を踏襲した。植村さんと弁護団は高裁の口頭弁論で、植村さんが書いた記事を裏付ける明確な証拠を提示して「捏造ではない」と立証したが高裁は退けた。植村さんと弁護団は、直ちに上告することを決定した。

3月3日には東京訴訟控訴審の判決が出される。引き続き注目し、支援していきたい。（根岸正和）



戦争は昔話ではない

栗原俊雄・毎日新聞学芸部記者が講演

1月26日、駒込で開かれた「ヒロシマ連続講座」で「戦争遺跡の保存を考える」連続講座の第1回「広島・旧陸軍被服支廠の保存を考える」と題した栗原俊雄・毎日新聞学芸部記者の講演を聞きました。栗原さんは毎日新聞でシベリア抑留、硫黄島戦死者遺骨収容問題などの記事を書かれていたので、機会があれば聞きたいと注目していました。開会前に挨拶したところ、1996年入社ですから私が退職した後です。

安倍首相の的外れな憲法論 まず現行憲法を守ってから言え

「日刊ゲンダイ DIGITAL」連載の小林節・慶応大学名誉教授コラム「ここがおかしい小林節が斬る！」から＝1月25日

20日の施政方針演説の中で安倍首相がまた「憲法」について語った。しかし、それは「的外れ」な妄言としか評しようがない。

いわく「国のかたちを語るものは憲法です」。しかし、憲法の定義を一文で語るなら「国家権力（担当者たち）を縛るものが憲法です」となるべきである。本来的に不完全な人間が国家権力という大権を預かるため、その乱用を予防・匡正するための主権者国民の最高意思が憲法である。その結果、憲法は、「わが国は、王国ではなく民主国家で、人権を保障し、三権分立と地方自治を採用し……」と「国のかたち」を語ることはなる。

しかし、憲法の本質は、その国のかたちを「語る」ことではなく、その国のかたちを「権力者に守らせる」ことにある。だから、その点に触れようとしない安倍首相の憲法観は的外れである。

しかも、安倍政権は、史上最も露骨に憲法を無視した政権である。自民党政権が確立した解釈では9条の故にわが国は海外に「戦争」に行けない国であった。しかし、その戦争を解禁したのが安倍内閣である。他に、マイナンバー制度を強行し全国民のプライバシー

栗原さんは「戦争が昔話になっている。かつて8月ジャーナリズムと言われていたが、それも最近は淋しくなっている。私は1年中戦争を報道している。仲間からは「常夏記者」と言われているが、それは誇りだ。戦争犠牲者は軍人だけではない。だが政府は軍人遺族に60兆円もの遺族年金を支給し、原爆犠牲者への補償はしたが、10万人が死んだ東京大空襲や大阪空襲の被災者には何の補償もしていない。被災者たちは裁判で訴えたが最高裁で敗訴した。だが今も立法化を要求して闘っている。戦争は終わっていないのだ」。

続いて「語り部がいなくなっていく中で、全国各地にある戦争遺跡や遺構を残し守ることが必要だ」として、東京大空襲被災者10万人は80カ所に埋葬され、上野公園の西郷銅像の下もその一つであること、自ら調べた現存する東大和市の日立航空機変電所の建物はじめ、各地の戦争遺跡・遺構をスライドで紹介し、まだ1万骨も遺骨が残る硫黄島には、防衛省と交渉してこれまでに4回、訪問しているという。

最後に「“社畜”と言われるかもしれないがPRを。毎日新聞はY紙、S紙と違って、言論の自由と歴史観の自由がある。引き続き戦争報道を継続していく」。栗原記者が気概をもって戦争報道を継続していることに感銘を受けました。（福島 清）

一を国の管理下に置いた。政府を批判した放送局を、「公平性」と電波の許認可権を盾に申し入れ、黙らせてしまった。全ての国民が法の下で平等であるはずだが、首相と親しい者ならば行政によって優遇される悪例をつくってしまった。

わが国は福祉国家であるはずだが、年金、健康・介護保険の給付水準の引き下げが常態化し、自己責任の名で学生が学費ローン漬けになっている。他にも枚挙にいとまがない。

このように、安倍政権は明らかに憲法尊重擁護義務（99条）に違反している。

平成が令和に代わったのは天皇家の世代交代であり、それにより世界の歴史が質的に変わったわけではない。にもかかわらず、「新しい時代を迎えた今こそ、未来に向かってどのような国を目指すのか、その（改憲）案を示すのが国会議員の責任だ」などと言われても、同意のしようがない。

以上、もとより憲法を守る気のないことを実証した首相から「新しい憲法を」などと言われても、信用できるものではない。

<https://www.nikkan-gendai.com/articles/view/news/268072>

戦争犯罪を謝罪し伝え続けることは政府の責務

第二次世界大戦は 1939 年 9 月、ドイツ軍のポーランド侵攻から始まった。これに先立って、日本は 1931 年に「満州事変」を起こして中国侵略を本格化させ、1941 年 12 月、米英に対して宣戦を布告した。

第二次世界大戦の犠牲者は 5000～8000 万人、「太平洋戦争」では、軍人・民間人 310 万人、日本が侵略したアジア諸国では 2000 万人と推定されている。

この戦争では、ドイツのアウシュビッツ、日本の南

京大虐殺、アメリカの東京大空襲、広島・長崎への原爆投下等々の「戦争犯罪」が強行された。

「太平洋戦争」開戦から 79 年、敗戦から 75 年となった今、栗原俊雄記者が指摘するように、あの戦争は決して昔話ではない。その残酷な歴史を絶対に忘れてはならないと行動している国があり指導者がいる。

戦争犯罪を記憶し伝え続けることが必要だ。「しんぶん赤旗」の報道などからまとめた。(福島 清)

ドイツ・メルケル首相

ドイツのメルケル首相は 2019 年 12 月 6 日、ナチス・ドイツがポーランドに設けたアウシュビッツ強制収容所が 2010 年 1 月で解放 75 周年を迎えるのを前に、同収容所を初めて訪問した。



メルケル氏は、数多くの犠牲者の写真が掲げられた部屋で演説し、アウシュビッツ、でのユダヤ人虐殺を「あらゆる理解を超えた犯罪」と表現。「われわれは罪を記憶し続ける責務を負っている」と話し、人種差別や不寛容が広がる現代こそ、この教訓を「明言すべきだ」と訴えた。また、施設の保存に、ドイツ政府から 6000 万ユーロ（約 72 億円）を寄付すると表明した。



アウシュビッツ強制収容所には、シュミット首相が 1977 年に、コール首相が 1989 年と 1995 年に訪問しているという。

中国・南京大虐殺記念式典

中国を侵略した旧日本軍が 1937 年に起こした南京大虐殺から 82 年となった 2019 年 12 月 13 日、江蘇省南京市の南京大虐殺遭難同胞記念館の広場で、記念式典が行われ、約 8000 人が出席した。



オランダ・ルッテ首相

ルッテ首相は 2020 年 1 月 27 日のアウシュビッツ強制収容所解放 75 年を記念するオランダの式典に出席して、オランダ政府がユダヤ人を迫害から守らなかったことを「政府を代表して謝罪する」とアムステルダムで表明した。オランダ政府が公式に謝罪したのは初めてだという。



(4 面へ)

(3面から)

国際連合・グテレス事務総長

アウシュビッツ解放75年



国連本部で開かれたアウシュビッツ強制収容所解放75年の記念式典＝27日、ニューヨーク（UNPhoto/Schneider）

教訓 何度も学び直す 国連追悼式典 事務総長が演説

ニューヨークの国連本部で27日、アウシュビッツ強制収容所解放75年を記念し、犠牲者を追悼する式典が開かれ、グテレス国連事務総長は演説で、偏見や差別に基づく犯罪の増加に警鐘を鳴らし、ホロコースト（ユダヤ人虐殺）の歴史から学んで過ちを二度と繰り返さないよう呼びかけた。

グテレス氏は、欧米諸国でユダヤ人を標的にした殺害事件が近年増えていることを強調。人種・国籍・宗教・性的指向などの違いを理由にした差別や偏見を導き出した憎悪を、

ニューヨークの国連本部で、2020年1月27日、アウシュビッツ強制収容所解放75年を記念し、犠牲者を追悼する式典が開かれ、グテレス国連事務総長は演説で、偏見や差別に基づく犯罪の増加に警鐘を鳴らし、ホロコースト（ユダヤ人虐殺）の歴史から学んで過ちを二度と繰り返さないよう呼びかけた。

<アウシュビッツ強制収容所跡で記念式典>



「ベルリン・シュテットリン・ナチス・ドイツのオシエンチムにあるナチス・ドイツのアウシュビッツ強制収容所跡で、200人以上の生存者と61の国・国際組織の代表団が出席した。」



ポーランド南部オシエンチムにあるナチス・ドイツのアウシュビッツ強制収容所跡で、200人以上の生存者と61の国・国際組織の代表団が出席した。

歴史的犯罪 真実を守る
アウシュビッツ収容所跡 解放記念式典

「ポーランド南部オシエンチムにあるナチス・ドイツのアウシュビッツ強制収容所跡で、200人以上の生存者と61の国・国際組織の代表団が出席した。」

130万人（うち110万人がユダヤ人）が殺されたポーランド南部オシエンチムにあるナチス・ドイツのアウシュビッツ強制収容所が解放されてから75年となる2020年1月27日、同収容所跡地で記念式典が行われ、200人以上の生存者と61の国・国際組織の代表団が出席した。

<コラム> 冤罪忘れるな！④

焼却逃れた冤罪の記録

内務省冊子『外事警察概況』

特高（特別高等警察）を指揮下に持つ内務省の警保局外事課が作成した部外秘の年次報告。「外事」は利敵行為摘発の中核とされたが、実際には「利敵」を口実に国家への絶対服従を強いる恐怖警察の先兵となっていた。1945年8月15日の敗戦に際し、関係する全文書の隠滅（廃棄・焼却）を図ったが、当冊子については全配布先にわたる徹底はなしきれなかった。



復刻版は不二出版も発行している

昭和十六年 外事警察概況	
総説	
一、外事警察の概況	二、外事警察の業務
三、外事警察の組織	四、外事警察の装備
五、外事警察の教育	六、外事警察の訓練
七、外事警察の検閲	八、外事警察の検閲
九、外事警察の検閲	十、外事警察の検閲
十一、外事警察の検閲	十二、外事警察の検閲
十三、外事警察の検閲	十四、外事警察の検閲
十五、外事警察の検閲	十六、外事警察の検閲
十七、外事警察の検閲	十八、外事警察の検閲
十九、外事警察の検閲	二十、外事警察の検閲
二十一、外事警察の検閲	二十二、外事警察の検閲
二十三、外事警察の検閲	二十四、外事警察の検閲
二十五、外事警察の検閲	二十六、外事警察の検閲
二十七、外事警察の検閲	二十八、外事警察の検閲
二十九、外事警察の検閲	三十、外事警察の検閲
三十一、外事警察の検閲	三十二、外事警察の検閲
三十三、外事警察の検閲	三十四、外事警察の検閲
三十五、外事警察の検閲	三十六、外事警察の検閲
三十七、外事警察の検閲	三十八、外事警察の検閲
三十九、外事警察の検閲	四十、外事警察の検閲
四十一、外事警察の検閲	四十二、外事警察の検閲
四十三、外事警察の検閲	四十四、外事警察の検閲
四十五、外事警察の検閲	四十六、外事警察の検閲
四十七、外事警察の検閲	四十八、外事警察の検閲
四十九、外事警察の検閲	五十、外事警察の検閲
五十一、外事警察の検閲	五十二、外事警察の検閲
五十三、外事警察の検閲	五十四、外事警察の検閲
五十五、外事警察の検閲	五十六、外事警察の検閲
五十七、外事警察の検閲	五十八、外事警察の検閲
五十九、外事警察の検閲	六十、外事警察の検閲
六十一、外事警察の検閲	六十二、外事警察の検閲
六十三、外事警察の検閲	六十四、外事警察の検閲
六十五、外事警察の検閲	六十六、外事警察の検閲
六十七、外事警察の検閲	六十八、外事警察の検閲
六十九、外事警察の検閲	七十、外事警察の検閲
七十一、外事警察の検閲	七十二、外事警察の検閲
七十三、外事警察の検閲	七十四、外事警察の検閲
七十五、外事警察の検閲	七十六、外事警察の検閲
七十七、外事警察の検閲	七十八、外事警察の検閲
七十九、外事警察の検閲	八十、外事警察の検閲
八十一、外事警察の検閲	八十二、外事警察の検閲
八十三、外事警察の検閲	八十四、外事警察の検閲
八十五、外事警察の検閲	八十六、外事警察の検閲
八十七、外事警察の検閲	八十八、外事警察の検閲
八十九、外事警察の検閲	九十、外事警察の検閲
九十一、外事警察の検閲	九十二、外事警察の検閲
九十三、外事警察の検閲	九十四、外事警察の検閲
九十五、外事警察の検閲	九十六、外事警察の検閲
九十七、外事警察の検閲	九十八、外事警察の検閲
九十九、外事警察の検閲	一百、外事警察の検閲

本件冤罪については、昭和十六年、同十七年の両年次にわたり、開戦時の「外謀容疑者一斉検挙」として概略が記録されている。明らかな誤植など正確さに欠ける箇所もあるが、手を下した国家権力自身の意図と経緯は明示されており、検証に欠かせない重要な証拠となっている。焼却を逃れた全冊が・全8巻の復刻合本『外事警察概況』となって公開され（1980年7月・龍溪書舎）、国会図書館などに所蔵されている。

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部＝冤罪の真相 第2部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までFAX・メールで（1面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

「国家権力犯罪に“時効”はない」

制作費カンパ ありがとうございます

「事務局たより」第40号でお知らせした以後も次のみなさまから制作費カンパをいただきました。

西山公雄、田中重仁、向山征哉、長田 修、中村 勤（敬称略）

*この結果、111人のみなさまから、総額391,000円となりました。ご協力に心から感謝申し上げます。